第百七十条の十を次のように改める。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第百七十条の十　準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

第百七十条の十の次に次の一条を加える。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第百七十条の十の二　準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

第百七十条の十二第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第百七十条の十四第二項第三号及び第百七十条の十四の二」を加える。

第百七十条の十三第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に、「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第百七十条の十四の二」に改め、同条第二項中「第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に」を「第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に」に改め、「準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する」を削る。

第百七十条の十四第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次項」の下に「及び第百七十条の十四の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

第百七十条の十四の次に次の二条を加える。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第百七十条の十四の二　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第百七十条の十四の三　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

第百七十条の二十三第一号中「第百七十条の二第二号」を「第百七十条の二の十二第二号」に、「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改める。

第百七十条の二十五第一項第十七号中「同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、」を削り、「同項」を「同法第七十九条の十第一項」に改め、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定紛争解決機関が存在する場合　当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第百七十条の二十八中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第百七十条の二十八の二とし、第百七十条の二十七の次に次の一条を加える。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第百七十条の二十八　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

第百七十四条第一項中「又は承認」を「、承認又は指定」に、「信用金庫が内閣総理大臣若しくは金融庁長官に対してする申請又は令第十条の三第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等」を「次に掲げる認可等に関する申請」に改め、同項に次の各号を加える。

一　信用金庫が内閣総理大臣若しくは金融庁長官に対してする申請又は令第十条の三第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

二　法第八十五条の四第一項の規定による指定